

平成 26 年度第 1 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 26 年 11 月 11 日(火) 午前 10 時～午前 11 時 05 分
開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室
出席状況 出席委員 14 名、欠席委員 5 名
傍聴者 5 名
案 件 第 72 号議案 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について
第 73 号議案 北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について
その他 報告事項 3 案件

開会

【事務局】

ただ今から、平成 26 年度の第 1 回の高槻市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様、ご多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

最初に、開会に先立ちまして、濱田市長からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【市長】

皆さん、おはようございます。平成 26 年度第 1 回都市計画審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠に有難うございます。

また、平素から都市計画行政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。さて、本日ご審議いただく案件は二件ございます。

一件目は、「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」でございます。この生産緑地地区は、市街化区域内の貴重な緑地であり、防災など多くの機能を持った農地等を、計画的に保全するために、都市計画として定める地区でございます。

今年度につきましても、地区を変更する必要が生じたことから、ご審議をお願いするものでございます。

二件目の「北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について」は、八丁畷町にある約 20.9 ヘクタールについて、史跡安満遺跡を活用し、防災機能を備えたみどり豊かな公園として整備を進めていくべく、新たに都市計画公園として位置づけようとするものでございます。この安満遺跡が国の史跡指定を受けた、国内でも大変貴重な弥生時代の遺跡であることを活かしつつ、この整備にあたっては、「市民とともに育てつづける公園」をコンセプトに掲げ、計画段階の現在から多くの市民の皆さんにご参加いただいております。これらの取組は、本市の公園づくりの一大プロジェクトであり、この都市計画決定を契機に、さらに一層、本市のシンボルとなる公園づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りま

すようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

<事務局より出席委員及び行政側出席者の紹介>

【会長】

それでは、ただ今から審議会を開催させていただきたいと思います。本日の出席委員は、14名ということでございます。委員総数が19名ということでございますので2分の1以上の出席がございましたから、本審議会条例第6条第2項の規定によりまして、今日の審議会は成立しております。

それでは、議事に入りたいと思います。傍聴の方はおられますか。

5名いらっしゃるということでございます。今回、市から付議される案件につきましては、先程市長の方から簡単な紹介がありましたが、公開することが不適當なものではないと考えますので、傍聴を許可したいと思います。よろしいでしょうか。では、傍聴の方を入场させてください。

では、議事に入りたいと思います。本日の案件でございますが、お手元に審議会資料がございりますが、第72号議案「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」を議題としたいと思います。

まず事務局の方からの説明をお願いいたします。

第72号議案 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について

【事務局】

それでは、第72号議案「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」を説明いたします。

まず、資料内容の確認として、事前にお配りしております議案書をご覧ください。こちらの議案書でございますが、この表紙を2枚めくっていただきました72-1ページは、本市から本審議会への付議依頼文となっております。次の72-2ページは、今回の変更理由でございます。

次に、72-3ページから72-11ページまでは、変更後における全地区の計画書で、各々の生産緑地地区の名称、位置、面積などを記載しております。また、最後の72-12ページの封筒の中には、生産緑地地区の位置を示す市域全体の計画図を入れてございます。次に、別冊の審議会資料には、「新旧対照表」として、今回、変更しようとする生産緑地地区を一覧表にとりまとめております。

それでは、具体的な議案説明につきましては、お手元の議案書などのほか、前方のスクリーンにて、説明をさせていただきますので、おそれ入りますが、前方をご覧ください。座らせていただき、説明いたします。

まず、議案説明に入ります前に、生産緑地地区の法的な位置付けを申し上げますと、生産緑地法では、「生産緑地地区に関する都市計画に関し、必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする」と規定されております。このようなどころから本市では、平成4年8月に、最初の生産緑地地区の都市計画決定を行い、以

後、地区の廃止や追加などに伴う変更について、ご審議をお願い申し上げているところでございます。

次に、今回の変更理由を申し上げますと、本市の生産緑地地区の区域のうち、行為の制限が解除されたことや、史跡整備に係る事業のための用地に供されたことから、生産緑地地区としての役割を終えたものなどが生じてきました。以上のことから、本案により該当する生産緑地地区について、区域変更または廃止に関する都市計画の変更を行うものでございます。

それでは次に、変更となるそれぞれの地区につきまして、説明申し上げます。前方のスクリーンの中で、緑色で表示しております区域が、今回変更する地区でございます。

まず、変更理由として、「行為の制限が解除されたことによるもの」がでございます。具体的には、農業の主たる従事者の死亡や故障により、本市に対して買取り申出が行われた後、行為の制限が解除されたため変更しようとするものでございます。

まず、「辻子 3」地区、約 0.26 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「大蔵司 5」地区、約 0.16 ヘクタールにつきましては、0.07 ヘクタールを廃止し、約 0.09 ヘクタールに変更するものでございます。

次に「辻子 12」地区、約 0.50 ヘクタールにつきましては、0.07 ヘクタールを廃止し、約 0.43 ヘクタールに変更するものでございます。

次の「氷室町 11」地区、0.06 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次に「北大樋町 4」地区、0.16 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「大蔵司 1」地区、0.15 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次に「大蔵司 2」地区、0.07 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「大蔵司 7」地区、0.67 ヘクタールにつきましては、0.06 ヘクタールを廃止し、0.61 ヘクタールに変更するものです。

次に「氷室町 12」地区、0.07 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「栄町 2」地区、0.11 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次に「芝生町 7」地区、0.23 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「梶原中村町 2」地区、0.22 ヘクタールにつきましては、0.11 ヘクタールを廃止し、0.11 ヘクタールに変更するものです。

次に「郡家新町 6」地区、0.15 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次に「浦堂 8」地区、0.57 ヘクタールにつきましては、0.04 ヘクタールを廃止し、0.53 ヘクタールに変更するものです。

次に「浦堂 1」地区、0.46 ヘクタールにつきましては、0.04 ヘクタールを廃止し、0.42 ヘクタールに変更するものです。

次の「浦堂 2」地区、0.29 ヘクタールにつきましては、0.11 ヘクタールを廃止し、0.18 ヘクタールに変更するものです。

以上が、「行為の制限が解除されたもの」でございます。

次に、史跡整備の用地に供されたため、変更する地区が 1 地区でございます。

「八丁畷町 1」地区につきましては、史跡安満遺跡の事業用地として、毎年、本市が買収しているもので、本年につきましては、矢印で示す区域 2 箇所、0.09 ヘクタールを廃止し、3.73 ヘクタールに変更するものでございます。

最後に、「東五百住町 13」地区につきましては、所有権者による、分筆時の面積錯誤により面積 0.37 ヘクタールから 0.40 ヘクタールに変更するものでございます。なお、地区の形状の変更はございません。

以上が今回、都市計画変更を行う地区でございますが、生産緑地地区全体としては、変更前の 324 地区、75.81 ヘクタールから、今回、9 地区の区域変更、また 9 地区の廃止を行い、地区数は 9 地区、面積では 1.82 ヘクタール、それぞれ減少し、その結果、地区数は 315 地区、面積としては 73.99 ヘクタールに変更するものでございます。

また、今回の変更について、都市計画変更案の公告縦覧を、先月 10 月 6 日から 20 日までの 2 週間に渡り行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、第 72 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【会長】

ご説明ありがとうございました。これから質疑に入りたいと思います。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。特にご意見はないということでございますので、第 72 号議案につきましては、原案のとおり承認したいと思います。ご異議はございませんか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。ではこの件につきましては、原案のとおり承認をするということで、答申をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

第 73 号議案 北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について

【会長】

引き続きまして、次の案件に入りたいと思います。第 73 号議案「北部大阪都市計画公園の変更」ということでございます。

では事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日、二つ目の付議案件でございます第 73 号議案について、少しお時間を頂きましてご説明いたします。

本日の資料は、議案書と、別冊の審議会資料の 2 種類でございます。説明は、お手元の資料を用いてさせていただきますので、はじめにこちらの別冊の審議会資料でございます、資料 73-2 ページをお開き願います。

1 「(仮称) 安満遺跡公園等の計画について」として、全体計画の概要から説明させていただきます。資料上段の項目から申し上げますと、計画地は、京大農場の移転に伴い、中心市街地に近接する広大で貴重な空間を活用し、「(仮称) 安満遺跡公園」を整備するものです。

次に、計画地内には、弥生時代の環濠集落跡である安満遺跡が確認されており、京大農場の一部と北側農地において、国史跡に指定されております。

また、公園計画地内にある、国史跡指定地については、「史跡事業エリア」として、文化庁の助成制度を活用し、「防災事業エリア」としては、高槻市に代わって、独立行政法人都市再生機構、URが土地の取得や工事を行う「防災公園街区整備事業」を活用して整備いたします。

それでは、資料 73-3 ページをご覧ください。

1-2「主な経過」についてですが、一つ目の項目、史跡指定地の経過といたしまして、平成 5 年 11 月に京大農場の北側農地一帯、更には平成 23 年 2 月には京大農場の一部について、国の史跡に指定され、平成 26 年 3 月時点での公有化率は 40.2%でございます。

次に二つ目の項目、防災公園街区整備事業の経過としては、平成 21 年 9 月に京都大学附属農場の移転等に係る覚書を、また平成 24 年 7 月には、同農場の移転等に係る基本協定書を、京都大学、高槻市、URの 3 者で締結しております。また、同じく 7 月には防災公園街区整備事業に関する基本協定書を高槻市とURで締結したほか、同事業区域における土地売買契約を京都大学とURで締結するなど手続きを行っております。

次の三つ目の項目では、本日お配りしておりますカラーのパンフレット「(仮称) 安満遺跡公園整備構想」の策定経過についてご説明いたします。平成 24 年から 26 年にかけて、学識経験者等で構成する整備構想検討委員会を全 7 回、市民ワークショップを全 14 回開催するとともに、平成 25 年 11 月から 12 月には、整備構想のパブリックコメントを実施した後、本年 3 月に公園整備構想を策定いたしております。

次に、四つ目の項目、市民への周知に関する取組では、周辺自治会・住民等への説明会やパネル展示によるオープンハウスを開催しております。

次に、資料 73-4 ページをお開きください。

1-3「計画概要」の、(1) 仮称 安満遺跡公園について説明いたします。内容といたしましては、弥生時代の貴重な国史跡安満遺跡を保存・活用し防災機能を備えたみどり豊かな公園を整備するもので、整備にあたっては、「市民とともに育てつづける公園」をコンセプトに、つくり込まず、計画段階から将来にわたって市民とともに育てていく成長する公園づくりに取り組むとしております。計画地は八丁畷町地内、面積は約 20.9 ヘクタール、完成目標は一次開園が平成 31 年度、全面開園が平成 33 年度でございます。公園の主な施設は、パークセンター、農場建物群、全天候型の屋内施設等を計画しております。事業者は、高槻市とURでございます。

それでは、次の、資料 73-5 ページをご覧ください。

(2) 関連事業の紹介でございます。はじめに、資料下段の、1.雨水貯留施設について、近年の集中豪雨への対策として、雨水を一時的に貯める雨水貯留施設を公園区域内の地下に設置するものでございます。貯留量は、約 2 万立方メートル、完成目標は、平成 29 年度の供用を予定しております。

次に、資料 73-6 ページをお願いします。

2.公園区域に隣接する「子どもが主役となる拠点」でございます。内容は、子育て支援機能の強化を図り、子育て世代を中心とした定住人口の増加を図るため、子どもを対象とした防災機能も有する施設を配置するものでございます。完成目標は、平成 31 年度、主な機能といたしましては、待機児童解消・多機能保育機能、母子保健機能、子育て支援人材育成機能でございます。ま

た、コメ印のように、災害時の機能についても検討を進めております。

次に、3.周辺道路でございます。内容は、公園へのアクセスや防災機能を兼ねた道路を整備するものでございます。また、公園へのアクセスとしても多くの利用が想定されることから、自転車通行空間を確保いたします。規格としては、標準幅員は15メートル、交差点部では18メートル、延長は、1.25キロメートルでございます。完成目標は、一次供用が平成31年度、全線供用が平成33年度でございます。また、下に、道路の断面イメージをお示しております。

次に資料73-7ページをご覧ください。

(3) 整備スケジュールでございます。先ほどご説明しました各事業のスケジュールと本ページの下には、公園と周辺道路の、開園や供用開始する箇所の図面を示しております。

以上が、安満遺跡公園を含む全体計画の概要でございます。

それでは、引き続き第73号議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、こちらの議案書の73-2ページをお開きいただけますでしょうか。

北部大阪都市計画公園の変更として、都市計画公園に安満遺跡公園を追加しようとするものです。種別は総合公園、名称は安満遺跡公園、位置は八丁畷町地内、面積は約20.9ヘクタールでございます。

資料下段の都市計画変更の理由といたしましては、当該地においては、国史跡である安満遺跡を保存・活用するとともに、中心市街地に近接する広大なオープンスペースという特性を活かし、防災機能を確保しつつ、みどり豊かな憩いの空間を確保するため、新たに都市計画公園として位置づけるものです。

次に、73-3ページをご覧ください。

こちらは、北部大阪都市計画公園の総括図で、赤の線で示す区域が、今回計画決定しようとする区域になります。

それでは次の73-4ページをご覧ください。

こちらは、安満遺跡公園の計画図で、緑の線で示す区域が今回計画決定しようとする区域になります。

それでは次に、恐れ入りますが、先ほどの別冊資料の73-8ページをご覧くださいませうでしょうか。

2「安満遺跡公園の都市計画変更に係る取組状況」でございます。2-1「都市計画の変更に関する説明会等の経過」といたしまして、(1)手続きの流れでございますが、都市計画素案の作成後、本年5月、及び6月には説明会を行い、9月には都市計画案の公告・縦覧と案に対する意見書の提出期間を経て、本日の都市計画審議会を迎えております。

次に、(2)説明会についてでございます。公園予定地の地権者を対象とした説明会や、都市計画法に基づく説明会をそれぞれ開催しております。

次に、(3)都市計画案の公告・縦覧でございますが、本年9月5日から19日までの2週間実施し、公園に対する意見書については1通提出されました。

次に、資料73-9ページをお願いいたします。

2-2「説明会での主な意見等」についてでございます。

(1) 都市計画案に対する意見は、特にございませんでした。

(2) その他の質問・要望といたしましては、「公園計画地北エリアの全ての農地を取得するの

は何年後を目処としているのか。」というご質問に対する市の説明といたしましては「用地買収は、平成 33 年の二次開園に向けて、今後 4 年から 5 年で進める予定です。」としております。

また、二つ目の「将来も農業を続けたいので代替地を用意してほしい。」というご要望に対しては、「用地買収は、金銭で補償するという全国統一のルールのため、公園計画地においても金銭で補償いたします。」としております。

そのほか、今後の公園整備や公園運営等に関するご意見をいただいております、それぞれ市の見解をお示ししております。

次に、資料 73-10 ページをお開きください。

2-3「縦覧した都市計画案に対する意見書について」、こちらも（1）の都市計画案に対する意見は、特にございませんでした。

（2）その他の意見の要旨については、「公園が整備されることによるデメリットとその対処方法を 3 項目に分けて説明してほしい。」というご意見に対する市の見解といたしましては、「1.2. については特に考えられませんが、3.の周辺地域においては、騒音や防犯対策、ゴミ問題等の課題が考えられ、他市の事例等も参考にしながら検討していきます。」としております。

また、二つ目の「公園の防災機能について、机上の考察のみでは実際の防災・避難に対処することはできないので、神戸や福島に出向き、生の声の聞き取り調査等を行ってほしい。」というご意見に対しては、「本公園は、被災地の状況に詳しい専門家にも検討いただきながら、本公園に必要な防災機能を整理しています。また、被災地に派遣された本市職員の聞き取りも行い参考にしています。」としております。

そのほか、今後の公園運営等に関するご意見をいただいております、それぞれ市の見解をお示ししております。公園の都市計画に関する資料のご説明は以上でございます。

なお、後ほど報告事項でご説明申し上げますが、本議案に関連する公園南側の都市計画道路につきましては、状況の変化により道路線形を一部見直すこととなりました。しかし、本公園への影響は非常に少ないことから、第 73 号議案については、今回の本審議会へお諮りさせていただいたところでございます。今後、道路の見直しによって公園区域の変更が生じた場合には、改めて手続きをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、第 73 号議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

本件につきましてご意見・ご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

【A委員】

いいですか？

【会長】

はい、よろしくお願いいたします。

【A委員】

雨水を貯蓄するスペース 2 万立方メートルですか。それってどのエリアぐらいをカバーしていますか。安満遺跡公園だけですか。

【会長】

お答えよろしくお願ひいたします。

【事務局】

今回整備を予定しております、雨水貯水施設につきましては、当該公園の南側地域の約 200 ヘクタールの、浸水被害軽減が図れるものと考えております。

【会長】

他にご意見・ご質問等はございますか。特に無いようでしたらこの第 73 号議案につきましては原案どおり承認したいと思ひますけどいかがでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。非常に重要な案件だと思ひますので、また皆様に様々ご協力をいただいて、市民にとって素晴らしいものができることを祈念しております。どうぞよろしくお願ひいたします。つきましては原案のとおり承認する旨、答申させていただきます。ありがとうございます。

その他

【会長】

審議事項は以上でございます。続きまして、その他の案件に移りたいと思ひます。事務局の方、よろしくお願ひいたします。

【事務局】

報告事項が三件ございます。ただ今より資料を配布させていただきます。内容につきましては、担当から報告させていただきます。

【会長】

資料、お手元の方に皆さん届きましたでしょうか。これを見ると三つの報告事項があるということでございます。そうしましたら、この三件の報告事項、一件ずつご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それでは、報告事項 1 の「安満遺跡公園の周辺道路の計画について」お手元の資料に基づき説明させていただきます。

まず 1 ページをお開きください。

1「都市計画案の内容」としては、種別が幹線道路、名称を高槻駅高垣線、位置を紺屋町地内から高垣町地内、延長約 1,750 メートル、車線数は 2 車線、幅員は 14 メートルから 18 メートルでございます。新旧の都市計画内容につきましては図に示しているとおりでございます。また、都市計画変更の理由は安満遺跡公園へのアクセス道路を確保するためなどとしております。

2「都市計画の変更に関する説明会等の経過」として、(1) 手続きのながれにつきましては先程の公園の説明と同様で、資料に示すとおりでございます。次に(2) 説明会につきましては、まず地権者説明会を 6 月 1 日に、次に都市計画法に基づく説明会を 6 月に 2 回開催した後、周辺自治会からの要望に基づく説明会を 8 月に 2 回、合わせて計 5 回の説明会を開催し、出席者は述べ 176 人となっております。また(3) 都市計画案の報告縦覧については本年 9 月 5 日から 19 日までの 2 週間実施し、意見書については 23 通が提出されております。(4) の説明会及び縦覧での主な意見の要旨を申し上げますと、道路の都市計画に係る主な意見は大きく 4 点ございました。「現在の都市計画道路のルート変更は必要なのか」、「八丁西町交差点付近は北側への拡幅を要望する」、「都市計画道路付近を 15 メートル（交差点付近は 18 メートル）ではなく、狭くすること」、「八丁西町交差点の東側には右折レーンは必要ない」等のご意見がございました。

市の見解としては、都市計画道路のルートについては防災機能を有する公園への東西二方向からのアクセスの確保に加え、市中心部の交通ネットワーク強化のため、ルートを変更する必要がある」と考えております。また、八丁西町交差点付近の道路線形については、経済性、事業の実現可能性等を考慮すると、関西電力株式会社の鉄塔がコントロールポイントとなり、現都市計画道路の線形より南側に広げることが最適になると考えております。また、道路幅員については、高槻市道路法施行条例並びに高槻市地域防災計画等に基づき、標準道路幅員を 15 メートルとする必要がございます。最後に、交差点付近の道路幅員については想定される交差点交通量を円滑に処理するためには右折レーンの設置が必要となるものです。

それでは 3 ページをお願いいたします。

3「道路の都市計画案の見直し」についてご説明申し上げます。

本年 10 月に関西電力株式会社が配電計画の見直しを行い、府営住宅東側の高圧鉄塔が不要となったため、平成 27 年度に除却する方針を決定されました。ページ下段の八丁西町交差点付近の道路線形図をご参照ください。

高圧鉄塔の除却方針を受け、本市としては、八丁西町交差点付近の道路線形について、当該交差点の安全性向上や経済性等の観点から、現在の案を見直すことといたしました。そのため、道路に関する都市計画変更については、次回に改めてお願いする予定です。また、説明会や公告・縦覧等の手続きについては、新たな案に基づき、改めて行う予定としております。

以上で報告事項 1 の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

【会長】

ご説明ありがとうございます。ただ今の報告事項、一つ目でございますけれど、これにつきましてご意見・ご質問いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

関電の鉄塔が今まではコントロールポイントだったとのことですが、鉄塔を動かそうと思うと両側の鉄塔に影響してきます。私も道路設計をしたことがありますが、すごく重要なポイントになるのです。動かせないという前提で計画されていた予定が、今の話を伺うと10月になくなることなので、良い方に変えていく、ということだと思います。その内容でより良いプランを作っていただけたらと私自身は考えております。これは私の感想ということで言わせていただきました。

他に質問などありましたらどうぞ。

【B委員】

はい。私は地元八丁畷に住んでいますので、説明会も含めて何度も足を運んでいただいたことに関しては、今後もそういった説明を十分行っていただきたいと思います。また、鉄塔がなくなること当然北の方に線形修正するということなのですが、地元住民としては本当に1ミリでも北にして欲しいと、本当に生活に直結する大きな問題でずっと経緯を聞いてきたものですから、その点を十分配慮した上でこの延期の案を作成していただきたいとお願いしたいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。はい、お願いします。

【C委員】

交差点付近の幅員が12メートルの場合は地域の家屋にはかからなかったのが、18メートルになったことでかかることになったということが、今地域では問題になっていると思います。意見の中にもこのことは出ていますし、関電の方針が出たということで、もう少し早く出ていたらなという思いもありますが、住民の皆さんには納得出来ない、という気持ちもあると思うので、是非なるべく家屋にかからない形で考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

【会長】

他にご意見・ご質問はございますか。

では、ご意見がお二方から出ましたし、このご意見を踏まえてということになると思いますが、コントロールポイントがこうして変わるといことで、出来るだけ良い形で、しかし道路というのは一箇所だけで決めるわけでは無いところがありますし、一度道路を作ると100年200年使うものですから長期的なことも踏まえて、道路の線形を考えて次の機会にご審議いただく、またその原案を作っていただき地元にも説明をしていただく、ということをお願いしたいと思います。

報告事項 2 都市計画道路網の見直しについて

【会長】

続きまして、報告事項二つ目にいきたいと思います。よろしいでしょうか。そうしましたら、ご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、報告事項 2「都市計画道路網の見直し」について、説明させていただきます。恐れ入りますが前方のスクリーンをご覧ください。

報告事項 2 としましては、都市計画道路の見直しに係る主な経過、など四つの項目となっております。それでは、項目 1 の「主な経過」から、説明申し上げます。

これまでもこの都市計画審議会でご報告させていただいておりますが、平成 21 年度から大阪府が都市計画道路網の見直しに着手され、その後、平成 24 年 3 月に、大阪府より市域都市計画道路のうち、府決定路線の見直し素案が提示されました。この素案に対し、市議会より、都市計画道路の見直し等に対する高槻市の意見反映を求める意見書を大阪府に提出いただいております。また、平成 24 年 4 月より、府見直し素案について、大阪府と市が協議を開始しており、本年 4 月より、市が都市計画道路網の見直し検討に着手しております。なお、平成 26 年 8 月時点で、大阪府では、府内 28 市町で、都市計画変更手続きを完了されています。

次に、本市におきましては、都市計画道路見直し基本方針（素案）について、11 月 10 日からパブリックコメントを実施しております。

次に、項目 2 の「都市計画道路（大阪府決定）見直しの概要」ですが、本市に係る府見直し素案の概要といたしましては、全 18 路線、延長 39.9 キロメートルの大阪府決定の都市計画道路に対して、廃止候補路線が、7 路線、11.6 キロメートルとされております。

次に、項目 3「本市の取組状況」について、説明いたします。

まず、本市の基本的な考え方ですが、前回の見直しから 10 年が経過し、交通量や人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、適切な見直しを行うべき時期が到来している。

都市計画道路は都市の骨格をなすものであり、見直しにおいては府、市の全路線を対象とするといったことから、今回の見直しは、未整備の府及び市の都市計画道路全 26 路線、延長約 80 キロメートルを対象とし、2 箇年の工程で行う予定としております。

検討スケジュールですが、まず本年度、平成 26 年度は、見直し基本方針の検討として都市計画道路の現状を把握し、見直し評価指標などの検討を行っております。そしてパブリックコメントを行い、この見直し基本方針について市民意見を把握します。

次に来年度にかけて、各路線、区間ごとの評価として、将来交通量予測、道路構造の検討などを行います。そして最終見直し案の決定並びに公表を行い、平成 28 年度より、見直しに取り組む予定としております。

次に検討体制ですが、今年度より新たに、「高槻市都市計画道路網に係る庁内検討会議」を設置し、各種の検討を行っております。この検討会議では、庁内の関係各課に加えまして、交通・都市計画分野の学識経験者、大阪府の総合計画課もオブザーバーとして参加していただき、議論を深めながら見直し基本方針等を検討しております。

現在までの検討状況ですが、本年 8 月 20 日に第 1 回庁内検討会議を開催しており、主な意見としましては、「都市計画道路網を整備する上での、費用対効果をどのように扱うか」、「高槻市としての都市の骨格をどのように考えているのかを位置付ける必要がある」、「震災等からの復興都市計画としての役割を持たすことも考えられる」、「府が廃止としている路線で、市が存続と評価する路線については、府としても市と十分に協議、調整が必要」などのご意見が出されたところです。

第 2 回目の会議は 10 月に開催し、見直し基本方針（素案）の内容を中心にご意見をいただきました。主な意見としましては、「大阪府の見直し基本方針に対して、高槻市としての独自色も必要」、「本市の関係者だけではなく、大阪府や学識経験者も入って議論しているこの検討会議は有意義であり、今後も継続すべき」などとなっています。

次に、項目 4「パブリックコメントの実施について」説明いたします。

閲覧資料としては、高槻市都市計画道路見直し基本方針（素案）及び概要版となっており、意見募集期間は、11 月 10 日から 12 月 10 日までの 1 ヶ月間、閲覧場所は都市づくり推進課など、となっております。この見直し基本方針（素案）の概要ですが、最初に見直しの背景と目的として、前回の見直しから約 10 年が経過し、人口減少社会の到来、厳しい財政状況、集約型都市構造への転換など、都市計画道路を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、今回改めて都市計画道路の見直しを行う、としております。

次に、本市における都市計画道路の整備状況ですが、市決定路線と府決定路線を合わせた整備済み延長は約 48%となっています。これを北摂 7 市と比較すると、本市の都市計画道路の整備率は、最低水準に留まっていることが分かります。これは本市の整備状況図ですが、赤の点線が府決定で未整備の路線、黒の点線が市決定で未整備の路線を示しております。

次に、見直しフローの内容を説明いたします。

まず、都市機能上の必要性評価では、都市の骨格形成機能、交通機能、交通安全機能、防災機能、市街地形成機能、環境形成機能、の項目について評価を行います。次に、交通処理能力の評価では、廃止による周辺道路への影響や、幅員などの変更による周辺道路への影響を検討します。最後に、実現性の評価では、道路構造上の課題、費用対効果、整備に対する期待度や要望の有無、代替機能の検証などの視点から評価します。そして、見直しパターンとして、存続候補、幅員等見直し候補、廃止候補路線に分類することとしております。

最後に見直しスケジュールですが、廃止候補と分類された路線については、平成 28 年度から都市計画変更の手続きに着手する予定ですが、新名神供用による影響が大きいと考えられる路線については、供用後の交通状況を確認した上で、最終判断するとしております。今後は、各個別路線の評価結果や、都市計画変更の手続き等について、この審議会に諮るよう考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告事項 2 の説明を終わらせていただきます。

【会長】

ご説明ありがとうございました。ただ今の報告事項につきましてご意見・ご質問等いただけましたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

よろしいですか。大阪府の都市計画の見直しの基準がある、それに対して高槻市として独自の

視点からも見直しを進めていくということで、そこに若干の齟齬があるところをどううまく調整するかというのを進めており、パブリックコメントもいただいているという内容かと思えます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、またこの件につきましてもこの審議会の中でお諮りすることがあると思えます。その時は是非よろしくお願ひします。

報告事項 3 都市再生特別措置法の改正に伴う立地適正化計画の策定について

【会長】

最後に報告事項 3 でございますが、それにつきましてご説明をよろしくお願ひします。

【事務局】

最後に、報告事項 3 としまして、「都市再生特別措置法の改正に伴う立地適正化計画の策定」について説明させていただきます。

引き続き、前のスクリーンをご覧ください。

報告事項 3 の説明事項としては、項目 1 「都市再生特別措置法について」、項目 2 「立地適正化計画について」、項目 3 「本市の取組について」としております。

それでは、項目 1 の「都市再生特別措置法について」から説明いたします。

平成 14 年に制定されたこの法律は、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化および都市の居住環境の向上を図るためのものがございます。

一方、その後も人口減少や高齢化の進展、さらには市街地が拡散して低密度化していることを背景に、都市全体の構造の見直しの方向性として、「医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地すること」などが必要とされるようになりました。

このようなことから、本年 5 月に公布された本法律の改正の内容としては、「市町村によるコンパクトなまちづくり」を支援するため、「立地適正化計画の作成」や「都市機能集約化の支援」を法的に位置づけられたものです。更に、今回の改正を踏まえた国の方針としては、今後、立地適正化計画を策定し、人口減少社会に対応できる都市構造の形成に取り組む地方公共団体に対し、優先的かつ重点的に補助金を配分していくこととされております。

次に、項目 2 の「立地適正化計画について」説明いたします。

まず、立地適正化計画とは、都市全体を見渡した土地利用のマスタープランとなるもので、都市機能や居住機能の立地を誘導するなどとしております。この計画には、「都市機能誘導区域」として、鉄道駅等を中心に、福祉・医療・商業等を誘導する区域を定めるものとしております。また、「居住誘導区域」として、居住を誘導し、人口密度を維持する区域も定めるものとしております。

最後、項目 3 の「本市の取組について」といたしまして、「基本的な考え方」から説明いたします。

本市では、総合戦略プランを踏まえ、都市計画マスタープランにおいては、「今後の都市づくりの方向性」として「集約型都市づくりの推進」を位置づけております。

一方、立地適正化計画では、その意義・役割を「コンパクトなまちづくり」とされていることから、この計画の趣旨が本市の「集約型都市づくりの推進」という今後の都市づくりの方向性と整合しております。このようなところから、本市では平成 28 年度の立地適正化計画策定に向けて、今年度から検討に着手しているところです。

策定スケジュールとしては、本年度は策定準備を行い、平成 27 年度は、調査・検討、平成 28 年度には基本方針、区域の設定を行います。その後、住民意見の反映を図り、本都市計画審議会での意見をお伺いした上で、立地適正化計画を策定、公表する予定としており、今後も、適切な時期に本都市計画審議会に取組状況等を報告して参ります。

以上で報告事項 3 の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました報告事項 3 につきまして、ご意見・ご質問ございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

私は、こういうことや先程の道路・交通、そして都市の構造が専門なので少しだけ補足させていただきますと、高槻市は、市長もおっしゃっていたのを伺ったことがあるのですが、すごくコンパクトなまちです。

一方、我が国の都市構造というのはモータリゼーションの結果もあり、薄く広く都市が広がっています。これを高齢化社会になったらどうするかという話が問題になっていて、都市をコンパクトにしていけないといけない。その話がこの立地適正化計画で、非常に重要であり、国土交通省は「コンパクト+ネットワークを生かしたまちづくりをしましょう」としています。

高槻市は、今でも非常に良い環境だと思いますが、それでも全部良いわけではありませんから、今抱えている弱いところを少しずつ直していくというのが、今回の高槻市が捉える立地適正化計画の非常に重要なポイントで、出来るだけ同規模の都市のお手本になるような都市づくりを、これからもしていただけたら有難いと思います。

【D委員】

私は常日頃からこの内容について色々と提言していますが、人口が減少し国土全体に常に歪みが出て、過疎地、限界集落も相当出てきている中で、国は、今会長がおっしゃったような方針に基づいて、国土、国づくりをしようと、新しい大臣をつくって具体的にこれから進めていこうとしているわけです。

本市も特にここ十年ぐらいですか、そのいびつさといいますか、アンバランス化が相当現実に出てきています。地域によっても格差がありますけども、行政はコンパクトシティといいますか、非常に効率の良い、住みやすい、利便性の高い、そういうようなまちづくりを目指してやっぺいこうという方針を出されているわけですね。

しかし今の実態を見ますと、高槻市も企業がどんどん出ていかれて、更地の状態が至るところに出ているわけです。ここ 2、3 年の間にまだいくつかの企業も出ていこうという話も明らかに増えているわけです。こういう実態を見ていますと、まさにバランスが取れてないわけですね。

行政は一つのまちづくりの方針としてこういう方針を出されてやっていこうとされているわけですが、特に南部で、ここ最近ミニ開発が非常に多いですね。20坪から30坪ぐらいの宅地で、10区画・20区画、少ないところで5区画・6区画。いわゆるちょっと更地になったらどんどん住宅が出来ます。これはミニ開発ですよ。昭和40年代の状況が今まさに各地で行われているわけです。

こういうことを将来的に考えてみますと、非常に行政コストも高くつくわけですね。人口のバランスも取れない。公共サービスも非常に高くつく。色んなことを考えた場合に、民間事業者に対して一定の指導をしていかないと、市場経済ですから民間は勝手にどんどんやっていくのは自由ですから、行政はそこに網をかけられない、一定の区域であればこれは何でも出来るわけですから。

そういうことをもうちょっとお互いに真剣に考えないとね。ただ報告案件ですからとやかく言いませんが、もう少し具体的に論議をして、市長は十分念頭に置いて一生懸命やられていることは評価していますけども、それだけでは食い止められませんよ、今の状況は。景気の動向も色々左右されますけど、まさに昭和40年代のミニ開発が到来していますよ、現実には。それをある程度考えて論議をしていただきたいなという風に思っております。

報告ですからそれ以上のことは申し上げませんが、よろしく申し上げます。

【会長】

今のお話をご意見ということで承ってよろしいでしょうか。

今のお話の一つだけ付け加えると、それだけポテンシャルのある街だということですね。人口を呼び込みたくても中々呼び込めないまちがたくさんある現状で、まだまだここに住みたいということで都市開発が行われているわけです。それを上手く誘導できればもっといいと、そういうことですね。

他にご意見・ご質問はございますか。よろしいですか。

それでは、こちらの立地適正化計画についてはまだこれから策定準備、27年度には調査・検討ということで、少し時間があるようでございますが皆さんからのご意見を踏まえながら、より良いものを事務局としてお作りいただければ有難いなと考えております。

閉会

【会長】

以上で本日の用意されている審議事項、それから報告事項については終了ということでございます。事務局の方でこれからの予定等ありましたらよろしくお願いいたします。

【事務局】

報告案件を含めまして、1時間のご審議ありがとうございました。

今後の予定でございますが、次回のこの審議会につきましては来年の7月から8月頃に開催したいと考えています。予定の案件につきましては、先程報告案件でご説明させていただきました

安満遺跡公園に関する都市計画道路の変更及び、日吉台の地区計画等についてご審議賜りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

それではこれもちまして平成26年度第1回の高槻市都市計画審議会を終了させていただきたいと思っております。

皆様、ご協力、それからご意見、それからご参加ありがとうございます。今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。